平成２３年（フ）第５９６号
栃木県那須烏山市大木須2015番地
債務者　川堀　靖弘
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９７号
栃木県日光市塩野室町1895番地51
債務者　鈴木　信博
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９９号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目14番18号
債務者　両方恭一郎
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８号
岡山県新見市哲西町八鳥1208
債務者　白口　文彦
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午前11時45分
岡山地方裁判所新見支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第５２４号
名古屋市千種区豊年町３番18号
破産者　有限会社長谷川Ｅ・Ｃ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６０号
神戸市灘区大石北町７番11号
破産者　株式会社島印刷
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９１２号
福岡市博多区半道橋１丁目６番17号
破産者　有限会社誠和機電工業
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２号
福岡県筑紫郡那珂川町観晴が丘１番22号
破産者　ハロー福岡交通株式会社
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６６号
宮城県宮城郡利府町しらかし台６丁目12番地
破産者　プロフエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
栃木県那須塩原市鍋掛1475番地39、開始決定時の住所栃木県那須塩原市埼玉６番地876
破産者　天龍飯店こと　松本　喜司
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８４号
栃木県那須塩原市鍋掛1475番地39、開始決定時の住所栃木県那須塩原市埼玉６番地876
破産者　松本　敏子
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１３号
栃木県宇都宮市西川田７丁目４番５号
破産者　齋藤加代子
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１４号
栃木県宇都宮市西川田７丁目４番５号
破産者　齋藤　清吾
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９６号
奈良市二名平野１丁目1699番地の１
破産者　有限会社奈良アイシー工業
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
千葉県東金市田間781番地２
破産者　株式会社大川工務店
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２２号
神奈川県茅ヶ崎市中島1056番１号
破産者　株式会社湘南レスポンス
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４４号
横浜市神奈川区三ツ沢東町５番77号
破産者　有限会社ハマテック
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７７号
横浜市緑区青砥町172番地23　エヴェナール横浜207号、商業登記簿上の本店所在地横浜市緑区台村町352番地13
破産者　株式会社和光企画システムクリーン
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
新潟県柏崎市豊町１番26号
破産者　有限会社割烹丸兵
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
富山市婦中町西本郷623番地の５
破産者　東邦建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７２号
愛知県豊田市広久手町５丁目27番地４
破産者　宙株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係